

4 犯罪被害者及び申請者とも、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に定める暴力団員に該当せず、また、同条第6号に定める暴力団・暴力団員に協力し、若しくは関与する等密接な関係にはありません。

はい いいえ

5 支援金の給付後に、故意の犯罪による被害でないと判明した場合、若しくは支援金の給付後に大府市犯罪被害者等支援金給付要綱第5条又は第10条の規定に該当することが判明した場合は、同要綱第11条の規定に基づき、既に給付を受けた支援金を速やかに返還いたします。

はい いいえ

6 代理申請

代理申請をする理由			
代理人氏名		代理人生年月日	年 月 日生
代理人住所			
代理人連絡先			

7 過去に、大府市犯罪被害者等支援金の給付を受けた場合は、その支援金の種類

遺族支援金 重傷病支援金 精神療養支援金

8 支援金の給付に必要な警察等関係機関が保有する犯罪被害者等の個人情報について、大府市が収集し、提供を受けることへの同意の有無

同意します 同意しません

9 この申請において、給付決定を受けた後に、この遺族見舞金を受け取るべき遺族が判明したとき等、他の遺族との調整が必要となる場合は、私の責任において解決いたします。

はい いいえ

- 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し
- 申請者が犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、市内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）
- 申請者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄に関する戸籍謄本又は抄本その他の証明書
- 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情であった者であるときは、その事実を認めることができる書類（住民票の写し、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書、大府市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書又は受領証明カードの写し、他の地方公共団体における大府市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度と同様の制度に基づく宣誓の証明書の写し等）
- 申請者が大府市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度及び他の地方公共団体における同様の制度に基づくファミリーシップの関係にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類（大府市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書又は受領証明カードの写し、他の地方公共団体における同様の制度に基づく宣誓の証明書の写し等）
- 申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類（先順位の人死亡を証明できる戸籍の謄本又は抄本）
- 申請者が生計維持遺族であるときは、犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者と生計をともにしていた事実を認めることができる書類
- 第1順位遺族が2人以上あるときは、大府市犯罪被害者等支援金（遺族支援金）受給代表者決定申出書（第2号様式）
- 犯罪被害にあった事実を認めることができる書類（盗難等被害届出証明書、交通事故証明書等）
- その他、市長が必要と認める書類

※代理人が代理申請する場合は、代理人であることを証明する書類（自筆の委任状等）も提示してください。

※地方公共団体が発行する各種証明については発行日から3か月以内のものとし、住民票については個人番号（マイナンバー）の記載がないものを添付すること。